



資料 1

かながわ医療的ケア児支援センター の取組について



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

令和7年3月

神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部

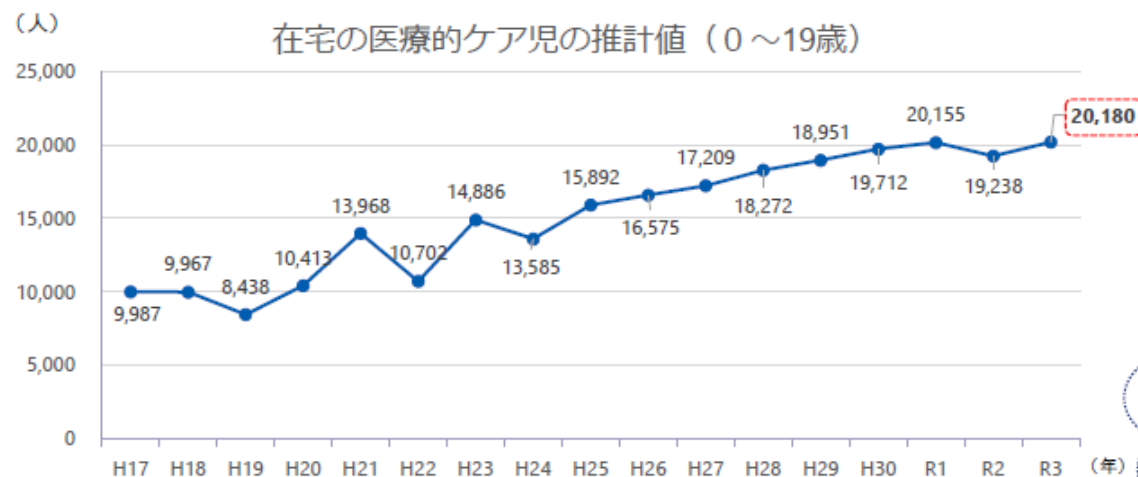
障害福祉課 地域生活支援グループ

1. 医療的ケア児について

医療的ケア児について

厚生労働省資料

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児（在宅）は、約2万人（推計）である。



出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」及び当該研究事業の協力のもと、社会医療診療行為別統計（各年6月審査分）により厚生労働省障害児・発達障害者支援室で作成



その他の医療行為とは、
気管切開の管理、
鼻咽喉エアウェイの管理、酸素療法、
ネブライザーの管理、経管栄養、
中心静脈カテーテルの管理、
皮下注射、血糖測定、
継続的な透析、導尿 等

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月18日公布・同年9月18日施行）

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。



1. 医療的ケア児について

神奈川県医療的ケア児の人数（推計値）

※神奈川県小児等在宅医療連携拠点事業における令和5年度取組状況報告より抜粋（神奈川県医療企画課）

【H29～R5年度】

（1）実施概要

- こども医療センターの医療機関ネットワークを活用し、県内の研修指定医療機関38箇所へ調査票を配布し、調査を実施。

※調査対象は配付38機関+こども医療センターの計39機関

（2）内容

- 対象：外来で在宅療養指導管理料を算定している18歳以下の患者
- 質問項目：診療報酬別の算定件数

（3）結果

診療報酬		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
C107	在宅人工呼吸指導管理料	149	141	142	132	135	136	111
C109	在宅寝たきり患者処置指導管理料	164	104	85	61	65	60	56
C103	在宅酸素療養指導管理料	563	379	378	361	344	306	311
C104	在宅中心静脈栄養指導管理料	31	23	20	39	22	24	21
C105	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	28	23	27	25	23	22	13
C112	在宅気管切開患者指導管理料	104	122	122	109	118	85	60
C105-2	在宅小児経管栄養法指導管理料	379	332	291	282	299	223	216
C106	在宅自己導尿指導管理料	286	147	153	130	120	124	81
C102	在宅自己腹膜灌流指導管理料	26	5	2	5	4	5	3
合計		1,730	1,276	1,222	1,144	1,130	985	872

2. 医療的ケア児支援法の制定と医療的ケア児支援センター

医療的ケア児支援法のポイント！！

(1) 目的・基本理念

- 目的：医療的ケア児の健やかな成長と、その家族の離職防止
- 基本理念：医療的ケア児及びその家族に対する切れ目ない支援など

(2) 国の責務

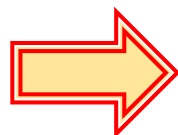
- 医療的ケア児・家族に対する支援に係る施策を総合的に実施

(3) 地方公共団体の責務

- 国との連携を図りつつ、医療的ケア児・家族に対する支援に係る施策を実施。
- 保育所、学校等に対する支援、相談体制の整備、情報提供（県・市町村）
- 医療的ケア児支援センターを設置することができる（県）

(4) 保育所、学校等の設置者の責務

- 在籍する医療的ケア児に対する適切な支援
- 看護師等の配置、その他必要な措置



医療的ケア児（者）やその家族へ切れ目のない支援を実施

2. 医療的ケア児支援法の制定と医療的ケア児支援センター

医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその家族への支援（イメージ）

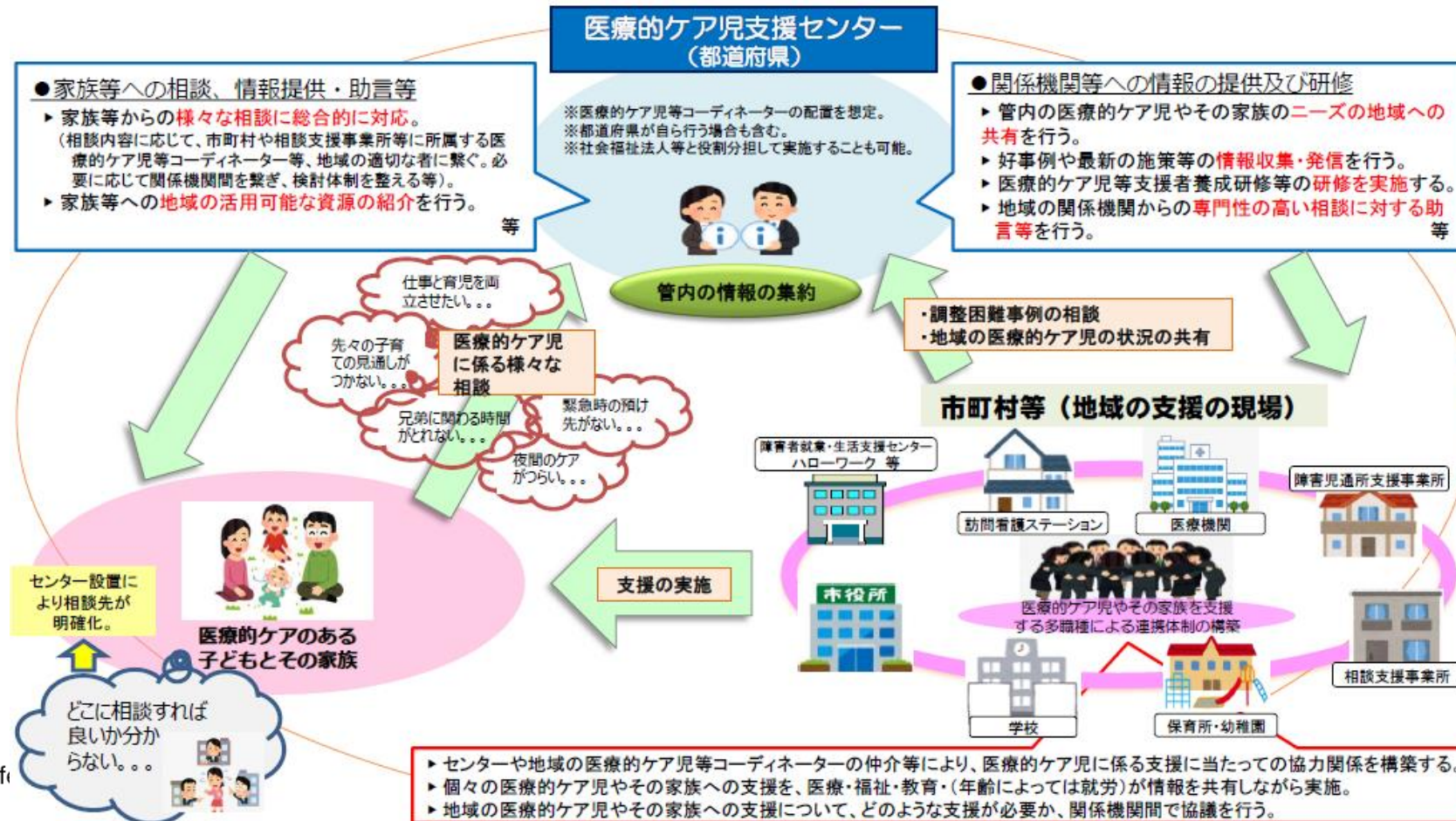
4

こども家庭庁資料

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

- 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援

どこに相談すれば良いか分からない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。



3. かながわ医療的ケア児支援センターについて（令和6年度）

令和6年度の体制

横浜市

川崎市

相模原市

神奈川県

かながわ医療的ケア児支援センター

総合事務局：県障害福祉課

- 企画（庁内会議、政令市連絡会議）
- 人材育成（関係機関との連携）

鶴見区コーディネーター拠点

南区コーディネーター拠点

旭区コーディネーター拠点

磯子区コーディネーター拠点

青葉区コーディネーター拠点

都筑区コーディネーター拠点

総合リハビリテーション推進センター

地域相談支援センターそれいゆ

緑障害者相談支援キーステーション

中央障害者相談支援キーステーション

南障害者相談支援キーステーション

横須賀・三浦圏域

湘南東部圏域

湘南西部圏域

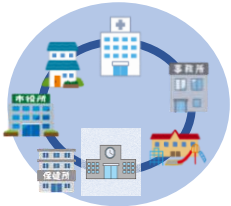
県央圏域

県西圏域

主任コーディネーター

各圏域・市町村で配置するコーディネーター

地域資源



行政を含む地域支援者
医療、保健、療育、保育、教育、福祉、等々

<相談者窓口> 医療的ケア児とその家族及び支援者からの相談を受け、その内容から適切なサービス・支援に繋ぐ

<支援者支援> 医療的ケア児に関わる支援者に対して助言を行う。

<地域支援> 個別支援を通じて抽出された地域課題を共有し、施策につなげる。
(関わった事例から得られた課題を上にあげていく) ※横のつながりは、自立支援協議会等でも共有する。

3. かながわ医療的ケア児支援センターについて（令和6年度）

相談件数 88件（完了 43件、継続 43件、経過観察 2件（令和7年2月28日現在））

（1）圏域別件数

圏域	市町村
横須賀・三浦圏域 11件	横須賀市 4件、鎌倉市 4件、逗子市 3件、三浦市 0件、 葉山町 0件
湘南東部圏域 17件	藤沢市 4件、茅ヶ崎市 11件、寒川町 2件
湘南西部圏域 20件	平塚市 3件、秦野市 12件、伊勢原市 4件、大磯町 0件、 二宮町 1件
県央圏域 7件	厚木市 3件、大和市 0件、海老名市 0件、座間市 0件、 綾瀬市 3件、愛川町 1件、清川村 0件
県西圏域 15件	小田原市 12件、南足柄市 0件、中井町 0件、大井町 0件、 松田町 1件、山北町 0件、開成町 1件、箱根町 0件、 真鶴町 0件、湯河原町 1件
政令市・その他 18件	横浜市 8件、川崎 2件、相模原市 1件、県外 3件、不明 4件

3. かながわ医療的ケア児支援センターについて（令和6年度）

（2）相談方法 電話 76件、LINE 24件、メール 4件、その他（対面等）15件

（3）相談種別 親・親族 55件、支援者 55件、その他 8件、不明 1件

（4）相談内容（主訴別：119件の内訳）

相談内容	件数	相談内容	件数
退院調整	6件	権利擁護・障害受容	1件
医療	14件	保育所・幼稚園	17件
成人移行	1件	学校	9件
レスパイト	6件	在宅生活	8件
障害福祉サービス	21件	その他	24件
制度	12件	合計	119件

3. かながわ医療的ケア児支援センターについて（令和6年度）

これまでに寄せられた主な課題と取組み

レスパイト先がない

- 在宅で生活する医療的ケア児の介助を行う家族の休息（レスパイト）がとれない
⇒ 医療的ケア児在宅レスパイト事業、
障害児等メディカルショートステイ運営事業 など

保育園・幼稚園に入れない

- 医療的ケア児を受け入れる保育園や幼稚園が見つからない
⇒ 医療的ケア児受入促進事業、医療的ケア児保育支援事業 など

学校に通うための親の負担が大きい

- 車での送り迎えが必要だったり、学校での付き添いが必要だったりする
⇒ ケア付き通学支援事業、医療的ケア支援体制整備事業 など

医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業

神奈川県では、平成30年度より、医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援を総合調整する者（医療的ケア児等コーディネーター）の養成研修を実施。

研修の目的

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第2項に規定する医療的ケア児や重症心身障がい児等が、地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援を総合調整する者を養成することを目的としている。

研修受講の対象者は、主に相談支援専門員、看護師等が想定されている。

4. 県の施策について

(単位：人、政令市実施分は除く)

(1) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
11	研修中止	21	18	14	10	74

(2) 圏域別医療的ケア児等コーディネーター養成研修者修了者数

横須賀三浦	湘南東部	湘南西部	県央	県西	その他	計
13	19	15	20	6	1	74

(3) 職種別医療的ケア児等コーディネーター養成研修者修了者数

看護師	相談支援専門員	その他	計
20	35	19	74

4. 県の施策について

医療的ケア児在宅レスパイト事業



在宅で生活する医療的ケア児の介助を行う家族のレスパイト（休息）のため、居宅を訪問し、家族に代わって介助を行う看護師等の人件費を補助する在宅レスパイト支援を行う市町村に対し、看護師等の報酬等の一部について補助を行う。

補助率：県1/2、市町村1/2

補助先：市町村（政令市・中核市を除く）

補助対象：訪問看護師等の報酬等の一部

4. 県の施策について

障害児等メディカルショートステイ運営事業①



神奈川県

神奈川県メディカルショートステイ を利用される方へ

高度な医療的ケアを必要とする、在宅で療養中の重症心身障害児等の方が、保護者（介護者）又は家族の休息やきょうだい児の行事などの事情により在宅で療養が困難になった場合に一時的に入院ができる制度です。

対象となる方

- ① 県内在住（政令市を除く）の重症心身障害児又は高度な医療的ケアを必要とする児であること※1
- ② 常時医学的管理を要する方※2であること
- ③ 医療型短期入所が利用できない※3こと

※1 原則として18歳未満の方を対象とします。ただし、15歳以上18歳未満の方は受入れ可能な病院が少ないため、移動手段や医療的ケア等によってはご利用が難しい場合があります。

※2 常時医学的管理を要する方とは「人工呼吸器を装着している」「気管切開を行っている」「経管栄養を行っている」等の状態の方です。

※3 満床等の理由により事業所が利用できない場合を指します。

利用ができる場合

- ・保護者等の休養
- ・保護者等の冠婚葬祭
- ・きょうだい児の行事
- ・保護者等の病気や事故 等

入院費用

入院先の病院の物品を使用した場合など、保険外の費用負担（実費相当）があります。また、公費負担の対象外の方は、医療費の自己負担が発生します。

相談・申請窓口

神奈川県障害福祉課 地域生活支援グループ
電話 045-210-4713（対応時間 平日9:00～17:00）
※ 夜間、土日祝日の受け付けはできません。

利用可能日数

1回あたり最長7日

※ 病院に空床がある場合に利用可能となります。また、概ね月1回までの利用をお願いしています。

利用する病院

利用者本人に必要な医学的管理や状況をふまえて、協力病院の中から受け入れ先の調整を行います。

利用先の指定はできませんが、自宅からのアクセスや主治医病院等を可能な限り考慮します。



神奈川県

ご利用までの流れ

- ① 登録
ご利用には、事前登録が必要です。主治医の病院で診療情報提供書を取得いただき、利用者の身体の状態や日常生活の様子などを記載する申請書類とともに提出いただきます。その後、登録の結果（可否）を県障害福祉課から通知します。また、登録は、1年毎の更新をお願いします。
○ 必要書類 （1）利用登録申請書 （2）患者情報連絡票 （3）主治医の診療情報提供書
- ② 申込
ご利用を希望される際には、申込書類をご記入いただきます。県が協力医療機関と連絡・調整を行い、結果をお知らせします。
○ 必要書類 （1）利用申込書 （2）患者情報連絡票 （3）主治医の診療情報提供書
※ 初めて利用する病院の場合には、事前の外來受診が必要となります。また、外來受診の結果、利用できない場合があります。
※ 病院の空きベッドを利用するため、原則として1ヶ月以上先の予定はお受けできません
- ③ 利用
利用可能な病院が見つかった場合には、ご自身で指定された時間に病院へお越しください。

注意事項

- ・メディカルショートステイは、医療型短期入所等ほかの障害福祉サービスが利用できる場合には利用できません。
- ・協力病院が満床等の理由により利用ができない場合があります。また、感染症の流行等により、急遽、利用先の病院が利用できなくなる場合があります。空床状況について、病院へ直接のお問合せはお控えください。
- ・発熱等、体調が安定していない場合には利用できません。
- ・利用中に体調不良となった場合には、利用先の病院で検査・治療を行うことがあります。病状悪化時は、メディカルショートステイは終了となり一般入院への切り替えや他院への転院となる可能性があります。
- ・提出していただいた情報は、入院中の生活の参考にさせていただきますが、利用先の病院の医療・看護体制により、ケアが自宅とは異なることがあります。
- ・利用中に使用する生活物品、ケアに必要な物品、薬や栄養剤等は基本的に利用者本人の持参となります。利用先の病院によって異なりますが、十分な量の予備を用意してください。

～お願い～

できるだけ多くの方にこの制度を利用していただくため、原則として、月1回程度の頻度でのご利用をお願いしています。ただし、やむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。



4. 県の施策について

障害児等メディカルショートステイ運営事業②

R7年2月末時点の運用状況

(1) 登録・利用者総数

登録者数	(延べ) 利用者数
48名	88名

(2) 年齢別登録者数

0～3歳	12名
4～7歳	9名
8～10歳	9名
11～14歳	11名
15歳以上	7名

(3) 圏域別登録者数

横須賀三浦	22名
湘南東部	13名
湘南西部	7名
県央	6名
県西	0名

4. 県の施策について

医療的ケア児登録フォーム 登録状況一覧（令和7年2月28日）

市町村	計
横浜市	440
川崎市	21
相模原市	1
横浜賀市	8
平塚市	8
鎌倉市	8
藤沢市	23
小田原市	5
茅ヶ崎市	2
逗子市	2
三浦市	0
秦野市	6
厚木市	5
大和市	6
伊勢原市	5
海老名市	5
座間市	6

市町村	計
南足柄市	0
綾瀬市	2
葉山町	1
寒川町	4
大磯町	1
二宮町	1
中井町	1
大井町	0
松田町	1
山北町	0
開成町	0
箱根町	0
真鶴町	0
湯河原町	0
愛川町	0
清川村	0
計	562

nent



【対象】
神奈川県にお住まいの
医療的ケア児等

医療的ケア児等と
そのご家族の
皆様へ

皆さんのことを教えてください
**医療的ケア児
登録フォーム**

イラストレーション：藤原マサ

皆さんの声や情報を、保育や教育、災害時の支援につなげます。
必要な場合に、医療・福祉の施策情報等をお届けするための基本情報とさせていただきます。

登録はコチラから

県内市町村
(横浜市を除く)に
お住まいの方は
コチラ

横浜市に
お住まいの方は
コチラ

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族
に対する支援に関する法律」が施行され、医
療的ケア児及びその家族の個々の実態に応じ
た、一層の支援の充実が求められています。

医療的ケア児等のお名前、ご住所、医療的
ケアの内容など基本情報をご登録いただけれ
ば、県及びお住まいの市町村で情報共有し、
支援施策の検討につなげます。

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 TEL:045-210-4713

神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課 TEL:045-210-4865

横浜市子ども青少年局障害児福祉保健課 TEL:045-671-4278

かながわ医療的ケア児支援センターでは、皆さんのご相談を受付けています。

かながわ
医療的ケア児支援センター
相談の受付時間、相談方法に関する
情報を提供しています。

LINE相談
LINE 友だち検索の場合は、
ID @ kanagawa_mccs を検索

気軽に
ご相談
ください

神奈川県
かながわ医療的ケア児支援センター

登録項目

（県及び市町村での情報共有への同意必須）

- ・氏名、生年月日、**住所**、電話番号、メール
アドレス
- ・病名等、手帳等の有無、**医療的ケアの種類**
- ・移動、会話の可否、主たる病院
- ・**自由意見欄**

（主な意見）

- ・保育園の受入先がない
- ・動ける医ケア児の受入施設がない
- ・普通小学校に看護師配置してほしい
- ・幼稚園、小学校の家族負担を減らしてほしい
- ・レスパイト施設がない
- ・利用できるサービスを教えてほしい

※ 横浜市は令和6年12月末現在の値、医療的ケア者も含む。